

上越市ガス水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル募集要領

上越市ガス水道料金等徴収業務委託を実施するにあたり、以下のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による受託候補者の選定を行いますので、参加を希望する事業者は、本募集要領に従い参加申込書に必要書類を添付のうえ提出してください。

1 概要

上越市ガス水道局では、事務の効率化とガス水道料金の収納率向上を図ることを目的に、受付・検針・開閉栓・収納等の業務（以下「本業務」という。）を民間事業者に委託している。

この度、現契約の期間が令和元年度末（令和2年3月31日）で満了となることから、次期受託候補者をプロポーザルにより選定する。

2 業務名

上越市ガス水道料金等徴収業務委託

3 業務の執行場所

本業務の執行場所は、上越市ガス水道局料金センター（上越市ガス水道局庁舎内1階）とする。また、新庁舎完成の際には、ガス水道局が指定する場所へ移転する。

4 業務の範囲

本業務の業務範囲は次に掲げるとおりとし、詳細は別途仕様書で定める。

- (1) 窓口業務（電話、来庁者への対応）
- (2) 使用開始、使用中止、名義変更及び精算業務（ガス開栓時消費機器調査等を含む）
- (3) 検針業務（再調査、周知文書同時配布を含む。）
- (4) 調定、更正業務
- (5) ガス・水道メーター情報管理業務
- (6) 収納、滞納整理業務（ガス・水道料金及び下水道等使用料）
- (7) ガス水道供給停止及び解除業務
- (8) ガス警報器関係業務
- (9) 前各号に附帯する業務（納付書等印刷物調達を含む）

5 委託期間

本業務の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

また、本業務の契約予定者は、令和2年4月1日までに、現在の受託者から委託業務に関する一切の事項を正確に引き継がなければならないものとし、引継に係る経費等は、契約予定者の負担とする。

6 本業務に係る提案限度額

本業務に係るプロポーザル募集用仕様書を参考に業務提案を求めるものとし、要求水準を満たす者のうち業務提案見積額が最も低い者を優先交渉者として選定するため、提案限度額は提示しない。

7 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本要領及び関係法令等に従い、本業務を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力を有し、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点で、上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年告示第5号）に基づく物品入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、登録者以外の者であっても、上越市物品入札参加資格審査申請（申請方法等は市ホームページを参照）をプロポーザル参加申込書と同時に提出し、本市の審査を受けることを条件に、プロポーザルの参加を認めることとする。その場合、審査の結果によって、プロポーザルの参加資格を取り消すことができるものとする。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者または同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者または同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者。
- (4) 本要領の公表日から契約締結日までのいずれの日においても、いずれかの自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められる者。
 - イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 反社会的勢力を利用していると認められる者。
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
 - オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 国税、地方税その他租税公課について滞納がないこと。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (8) 本業務委託内容と同種又は類似業務（窓口受付関連業務、メーター検針業務、開閉栓業務、収納業務の総合的業務）について、事業体との受託実績を継続して3年以上有する者であること。

(9) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。

8 募集スケジュール（予定を含む）

内 容	年 月 日
参加募集の告示	令和元年7月17日（水）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和元年7月31日（水）
参加資格審査結果及びプロポーザル参加要請の通知	令和元年8月6日（火）
業務提案書等の作成に必要な資料の閲覧期間	令和元年8月7日（水）～ 令和元年8月20日（火）
業務提案書等の作成に係る質問書受付期間	令和元年8月7日（水）～ 令和元年8月20日（火）
業務提案書提出期間	令和元年8月28日（水）～ 令和元年9月3日（火）
業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和元年9月13日（金） 令和元年9月17日（火）
審査委員会による審査（評価採点）、審査結果通知及び優先交渉者の選定	令和元年9月中旬
契約交渉・契約候補者の決定	令和元年9月中旬～10月上旬
委託業務開始	令和2年4月1日（水）

※公募時点での予定であり、応募の状況により変更になる場合がある。

9 プロポーザル参加申込手続等

(1) 参加申し込み方法

- ① プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式1）に、(2) で掲げる必要書類を添付のうえ、提出期限までに上越市ガス水道局に提出すること。
- ② 参加申込書等の指定した様式は、上越市ガス水道局ホームページからダウンロードすること。 URL：<https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/nyusatu/>

(2) 参加申込書に添付する必要書類（資格審査確認書類）

- ① 会社概要関係書類（様式2及びその他登記簿謄本等）
資本金、所在地、業務内容、社歴、社員数等が確認できるもの（商業登記簿謄本等）
- ② 財務状況関係書類
直近2か年の各事業年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書等）
- ③ 労働条件関係書類
労働関係法令に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
- ④ 賠償保険加入状況関係書類
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況が確認できるもの（保険証書の写し

等)

- ⑤ 受託実績表（様式3）
- ⑥ 上記⑤で記載した受託実績を証する契約書等の写し
- ⑦ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないことの証明書（証明年月日が3か月以内のもの）
- ⑧ 社会保険料等に滞納がないことの証明書（証明年月日が3か月以内のもの）
- ⑨ 個人情報保護に関する公的認証を取得していることを証明できる書類の写し

(3) 参加申込書等の提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、特定記録郵便とし、提出期限までに必着とする。なお、FAX、電子メール及び電子媒体による書類の提出は受けない。また、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

提出期限 令和元年7月31日（水）午後4時（必着）

持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。

提出場所 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

(4) 参加資格審査及び参加要請等

期限内に提出された参加申込者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（兼プロポーザル参加要請書）により通知する。

なお、参加申込者の参加資格審査の結果、要件を満たしていないと判断した場合は失格の旨を通知する。

1 0 業務提案書等の作成に必要な資料の閲覧

参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加を要請した事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、業務提案書及び業務提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な場合は、日時及び場所を指定し資料の閲覧を実施する。なお、資料の交付及び貸出しはしないものとし、閲覧した資料は、業務提案書等の作成以外の用途に用いてはならない。閲覧実施日の前日までに閲覧の要請がなかった場合は、閲覧の必要がないものと判断する。

(1) 閲覧実施日時

プロポーザル参加資格審査結果通知書（兼プロポーザル参加要請書）に記載した日時

(2) 参加人数

各参加事業者3名以内

1 1 業務提案書等の提出等

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る業務提案書等を作成のうえ、以下により提出すること。

(1) 提出期間

令和元年8月28日（水）から令和元年9月3日（火）午後4時まで（必着）

午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 提出場所

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

(3) 提出方法

参加申込者の持参によって提出のこと。なお、郵送等による提出は受付けない。

(4) 提案書等の提出部数

- ① 業務提案書（様式5、様式5の2） 6部（正本1部、副本5部）
- ② プレゼンテーション出席者報告書（様式6） 1部
- ③ 業務提案見積書（様式7）

(5) 業務提案書の内容

業務提案書は、以下の章立てに沿って作成すること。

- ① 会社概要及び財務状況
- ② 実務（受託）実績
- ③ 業務体制及び業務執行計画
- ④ 地元貢献（地元雇用・地域経済）に対する考え方
- ⑤ 検針業務に対する考え方
- ⑥ 開閉栓業務に対する考え方
- ⑦ 料金徴収業務に対する考え方
- ⑧ 窓口業務に対する考え方
- ⑨ データ入力に対する考え方
- ⑩ 研修体制に対する考え方
- ⑪ 個人情報保護に対する考え方
- ⑫ 災害発生時における応援体制に対する考え方
- ⑬ その他の業務提案

(6) 業務提案書等の作成方法

- ① 業務提案書等作成に用いる使用言語は日本語、数字はアラビア数字を使用し、日本産業規格（JIS）「A4判」縦置き横書き両面印刷で左綴りとする。また、文書を補完するためのイラスト、イメージ等で「A3判」を使用する場合は、折綴りとする。
- ② 業務提案書（様式5）を表紙として、目次及び頁番号（業務提案書の各頁の下中央）を付けること。

(7) その他

業務提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とし、提出された業務提案書等の返却は行わない。

1.2 業務提案見積書の提出

業務提案見積書（様式7）を下記により提出すること。

- (1) 見積金額 見積書に記載する金額については、令和2年4月1日から令和7年3月31日ま

での5年間に要する費用の総額を見積金額（消費税及び地方消費税を含まない）として記載すること。

- (2) 内 訳 書 内訳書は所定の様式により作成し、合計金額は見積書の金額と一致すること。
- (3) 提 出 提出期限、提出先、提出方法は、業務提案書等の提出と同様
- (4) 留意事項 見積書は内訳書と共に封筒に入れ、封筒には「見積書」と明示し、委託業務名、事業者名及び提出日を記載し封かんのうえ、契約権限者の割印を押すこと。

1.3 業務提案書等の作成に関する質問の受付け及び回答

参加事業者は、本募集要領又は本業務の内容等に関し質問がある場合は、以下の方法により提出するものとする。その他の方法での質問は受付けない。

(1) 質疑受付期間

令和元年8月7日（水）から令和元年8月20日（火）正午（必着）

(2) 提出方法

プロポーザルに関する質問書（様式4）を使用し電子メールで提出するものとし、送信件名を「上越市ガス水道等料金徴収業務に係る質問」とし、質問書に質問内容を記載し、本メールに添付して送信すること。添付ファイルの形式は、ワード又はエクセルとする。なお、必要に応じ、提出者から質問の内容について聞き取りを行う場合がある。

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、令和元年8月23日（金）までに、上越市ガス水道局ホームページに掲載するものとし、質問者への個別回答はしない。

なお、公正な評価に支障があると判断した質問については、回答しない場合がある。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書により通知する。

(2) 実施時間

各参加事業者のプレゼンテーションの時間は1時間以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを20分程度行うものとする。

(3) 実施方法

- ① 自由形式とする。希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションにあたり、必要な機材等は参加事業者で用意すること（プロジェクター及びスクリーンは上越市ガス水道局備え付けのものを使用することができる。）。
- ② プレゼンテーションは、提出された提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。
- ③ 出席人数は、3名までとし、提案書等の内容を熟知しておりヒアリングに対応できる者

であること。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書（様式6）により業務提案書と併せて提出すること。

1.5 本プロポーザルに係る留意事項

(1) 経費の負担

本プロポーザルに係る参加申込、提案書等の作成、プレゼンテーションに要する費用その他一切の経費は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

上越市ガス水道局は、提出されたすべての書類を非公開として扱い、本プロポーザル以外の目的に使用しない。

1.6 プロポーザルの中途辞退

参加資格通知によりプロポーザル参加要請を受けた事業者が、諸事情により参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）により届け出るものとする。

1.7 プロポーザルの審査等

(1) 審査機関

プロポーザルに係る審査は、本市職員で構成する「上越市ガス水道等料金徴収業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

(2) 業務提案書の評価基準表（合計100点満点）

審査項目		配点
会社概要	① 会社概要及び財務状況	7
業務実績	② 実務（受託）実績	6
業務体制	③ 業務体制及び業務執行計画	10
	④ 地元貢献（地元雇用・地域経済）に対する考え方	10
業務履行方法等	⑤ 検針業務に対する考え方	10
	⑥ 開閉栓業務に対する考え方	10
	⑦ 料金徴収業務に対する考え方 （料金精算、供給停止を含む滞納整理業務等）	10
	⑧ 窓口業務に対する考え方 （電話受付、窓口対応等）	10
	⑨ データ入力に対する考え方	5
	⑩ 研修体制に対する考え方	5
個人情報保護及び 危機管理	⑪ 個人情報保護に対する考え方	6
	⑫ 災害発生時における応援体制に対する考え方	6
その他の業務提案	⑬ その他の業務提案	5
合 計		100

審査項目ごとに、次に示す5段階評価により得点化する。

評 価	評価の意味合い	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	劣っている	配点×0.4
E	特に劣っている	配点×0.2

(3) 選定方法

各審査委員が提出された提案書及びプレゼンテーションについて評価項目毎に評価し、合計点を採点した委員の人数で除した値（小数点以下第2位を四捨五入）を提案者の得点とする。

要求水準を満たした最高得点者及び最高得点者の得点の9割以上の者（9割算定が80点未満となる場合は80点を限度とする）の業務提案書とともに提出された業務提案見積額が最も低い事業者を優先交渉者として選定する。

また、最も低い見積額が同額の場合は、プレゼンテーション審査の得点が最も高い者を受託候補者とする。得点も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

なお、審査委員会は非公開で開催する。

1.8 選定結果の通知

- (1) 審査結果は、プロポーザル選定結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果に対する異議申立ては受付けない。

1.9 契約の交渉

選定結果の通知に基づき、優先交渉者と本業務の委託契約締結の交渉を行う。交渉が不調となった場合は、第2順位以下の参加者に優先交渉を順次繰り下げる。なお、上越市ガス水道局は、この契約をしないことによる補償は行わない。

2.0 失格条件

参加者及び優先交渉者に決定した事業者に次に掲げる事由が発生した場合は、その資格を取り消す。この場合において、第2順位以下の参加者に優先交渉を順次繰り下げる。

- (1) 参加資格に適合しない事実が明らかになった場合
- (2) 契約締結前に指名停止になった場合
- (3) 業務提案書作成及び審査に係る不正行為が認められた場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

2.1 契約費用の負担

契約に要する費用はすべて契約候補者の負担とする。

2.2 留意事項

- (1) 上越市ガス水道局が配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、提案書については、原則として受託者の選定目的以外には使用しないものとし、その他の目的で使用する場合には、提案書の提出者の同意を得るものとする。
- (2) 提出された提案書は、公表しない。
- (3) 業務を一括して再委託することは禁止する。ただし、業務の一部について、上越市ガス水道局の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 契約候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう自らの責任において準備を行うものとする。
- (5) 本業務委託の請負に係る支出予算について、議会の議決が得られない場合は、契約を締結しないものとする。

2.3 その他

この要領は、令和元年7月17日から施行し、令和2年4月1日をもって廃止する。

2.4 問い合わせ先

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

電話：025-522-5518（内線 311） FAX：025-525-9969

E-Mail：soumu-gw@city.joetsu.lg.jp